

2019年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試C日程 試験問題

民事法系（民法、民事訴訟法、商法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、この表紙を含め5枚である。
2. 問題は、問題1～問題3までである（さらに小問がある）。配点は、問題1が80点、問題2が35点、問題3が35点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、3枚が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民事法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】

<注意事項>

「民法の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 44 号）および「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 29 年法律第 45 号）による改正後の法律（改正法）に基づいて解答する場合には、答案の冒頭（「問題 1」と記入した後）に「改正法による」旨を明記し、現行法に基づいて解答する場合には、答案の冒頭（「問題 1」と記入した後）に「現行法による」旨を明記すること。なお、改正法に基づいて解答する場合には、【問題 1】の事案の全てについて、改正法の規律が妥当するものとして解答すること。

以下の〔事実〕（1）から（3）を前提として、下記の〔問 1〕および〔問 2〕に解答しなさい。なお、〔問 1〕と〔問 2〕とは、それぞれ独立した問いである。解答の冒頭に「問題 1」と記入すること。

〔事実〕

- （1）2018 年 10 月 1 日、A は、著名な画家 P の絵画（以下「本件絵画」という）を所有していた。
- （2）同日、本件絵画について、A を売主、B を買主、代金を 1000 万円とする売買契約（以下「本件売買契約」という）が、AB 間で締結された。その際、A と B との間で、本件絵画の引渡しと代金の支払いは 2018 年 10 月 31 日に B の自宅で行うことが合意された。
- （3）A は、本件絵画を A の自宅で管理保管して、本件絵画を B の自宅に持参できるように準備を整えておいた。

〔問 1〕（40 点）

B は、取引銀行から融資を断られてしまったため、2018 年 10 月 31 日までに代金 1000 万円を用意することができなくなった。そこで、B は、2018 年 10 月 30 日に A に電話して、「代金の準備にもう少し時間がかかりそうなので、明日の決済（本件絵画の引渡しと代金の支払い）は中止としたい。代金の準備ができたならまた連絡する。」と伝えた。そのため、A は、2018 年 10 月 31 日に B の自宅には行かなかった。

2018 年 11 月 10 日に、C から A に対して、本件絵画を 1200 万円で購入したい旨の申し入れがあった。そこで、A は B に対して本件売買契約の解消を提案したが、本件絵画をどうしても手に入れたかった B は、代金 1000 万円を調達できる目処が未だ立っていないにもかかわらず、A から

の上記提案には応じなかった。

そこで、Aは、単独で（Bの承諾を得ることなく）本件売買契約をなかつたことにしたいと考えている。本件売買契約をなかつたことにするために、Aはどのような行為を行うことが考えられるかについて説明しなさい。

[問2] (40点)

2018年10月30日に、Aの自宅が隣家からの出火による延焼により全焼し、これによりAの自宅にて保管されていた本件絵画も焼失したとする。この場合における、AB間の法律関係について説明しなさい。

《問題1 以上》

《次頁に続く》

【問題 2】 **【事実】**を読んで、[問 1] および [問 2] に解答しなさい。なお、各問は独立した問題として検討しなさい。解答は、**【問題 1】**を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

【事実】

X（債権者）が、Y 1（主債務者）と Y 2（委託を受けた保証人）を共同被告として、Y 1 に対しては主債務の履行、Y 2 に対しては保証債務の履行を求める訴え（以下、「本訴」という。また、Y 1 に対する請求は「X Y 1 請求」、Y 2 に対する請求は「X Y 2 請求」という）を提起した。

本訴の第 1 回口頭弁論期日において、Y 1 は出廷したうえで、主債務の存在を否認する旨の陳述（以下、「Y 1 の否認」という）をしたが、Y 2 は答弁書を提出せず当該期日に出廷しなかった。

[問 1] (25 点)

Y 1 の否認の効力を X Y 2 請求に対しても及ぼすためには、どのような方策があるか。考えられる方策とその理論構成を説明しなさい。

[問 2] (10 点)

本訴の裁判所は、X Y 1 請求に係る口頭弁論と X Y 2 請求に係る口頭弁論とを分離することができるか。論拠を挙げて説明しなさい。

《問題 2 以上》

《次頁に続く》

【問題3】 下記の〔問1〕および〔問2〕に解答しなさい。解答は、【問題1】
【問題2】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題3」と記入
すること。

〔問1〕(10点)

①株券発行会社および②株券発行会社でなく「社債、株式等の振替に関する
法律」の適用のない株式会社における、株式譲渡の効力要件および会社に対す
る対抗要件・第三者に対する対抗要件はそれぞれ何か。

〔問2〕(25点)

P株式会社は、監査役を設置する公開会社であり、Aが代表取締役、Bおよ
びCが取締役に就任している。

Aは、P社を代表して、Q株式会社所有の不動産甲を800万円で、買受ける
契約(以下、「本件契約」という)を締結した。Q社はその株式を全部Bが有し、
Bが代表取締役を務めている。本件契約につき、BがQ社を代表した。

本件契約に先立ち、P社取締役会は、本件契約につき重要な事実をBから開
示された上で、独立した専門家による800万円が適正価格であるとの鑑定を資
料にして、AおよびCにより審議され、AおよびCが賛成して、本件契約を承
認する決議をなしていた。

その後、不動産甲の適正な価格は400万円であることが判明した。A・B・
Cはいずれも、本件契約当時、不動産甲の価格が適正であると信じていた。

AおよびBは、本件契約につき、P社に対し、会社法423条1項の責任を負
うか。AおよびBに任務懈怠の推定がなされるかに言及しつつ論じなさい。

《問題3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題意図】

【問題 1】

〔問 1〕 特定物の売買契約が締結されたが、売主及び買主の双方が履行の提供をすることなく確定期限を経過した場合において、売主が買主の債務不履行を理由として法定解除を行うための法律構成及び要件についての理解を問うものである。

〔問 2〕 特定物の売買契約が締結されたが、引渡前に目的物が当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失した場合における、売主と買主との法律関係を問うものである。

【問題 2】

〔問 1〕

補助参加、「当然の補助参加」論、および、「共同訴訟人間の主張共通」についての理解を問う問題である。

〔問 2〕

裁判所の弁論分離権限（民訴 152 条）についての理解を問う問題である。

【問題 3】

〔問 1〕 株式譲渡の効力要件および対抗要件について、会社法の基本的な規定の内容を問う問題である。128 条、130 条、131 条に則した的確な解答が期待される。

〔問 2〕 利益相反取引により会社に損害が生じたときの取締役の会社に対する任務懈怠責任の成否を問う問題である。423 条 3 項や 428 条を踏まえたていねいな検討が期待される。